

以下の内容は、仙台市が平成23年5月2日付で発行した「生活支援情報（第6号）」から転載したものです。

災害義援金の申請受付を行っています

○全国から寄せられた義援金のうち、宮城県を通じて仙台市に一次配分された義援金の申請受付を行っています。

※平成23年3月11日現在で、仙台市以外の市町村にお住まいの方については、その時点でお住まいだった市町村にお問い合わせください。

■義援金の種類と対象となる方、配分基準など

義援金の種類	義援金の対象	支給金額	ご申請いただく方
人的被害への義援金	死亡された方のご遺族 行方不明者のご家族	対象者1名あたり 35万円	配偶者、子、父母、孫 又は祖父母
住宅被害への義援金	居住していた住宅が全壊 又は全焼した世帯	1世帯あたり35万円	被災時の世帯主
	居住していた住宅が大規模半壊、半壊又は半焼した世帯	1世帯あたり18万円	

■必要な書類＝窓口に備え付けの申請書、受取者の身分証明書の写し、預金通帳の写しのほか、死亡の場合は「死亡診断書(検案書)、戸籍(除籍)謄本の写しまたは世帯全員の住民票の写し」、住宅被害の場合は「り災証明書の写し、世帯全員の住民票の写し」

※詳しくはお問い合わせください。

■受付時間＝午前9時～午後4時30分(※5月中は、土・日・祝日も開設します)

■受付窓口・問い合わせ

青葉区役所 2階会議室	225-7211(代表)
宮城総合支所 2階総務課	392-2111(代表)
宮城野区役所 6階エレベーターホール前	291-2111(代表)
若林区役所 1階ロビー	282-1111(代表)
六郷市民センター	282-1111(代表)
七郷市民センター	
太白区役所 2階第1会議室	247-1111(代表)
泉区役所 東庁舎2階(5月9日まで) ※5月10日以降の受け付け場所は決まり次第お知らせします	372-3111(代表)
市役所本庁舎 8階被災者支援相談窓口	214-3805

■郵送の場合

全ての書類がそろっている場合は、郵送でも受け付けています。下記へお送りください。

〒980-8671 仙台市健康福祉局社会課 義援金担当

(郵便番号とあて先だけで届きます)



発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ3階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人 阿部一彦

定価 500円/年

各種支援制度・義援金の受付体制を強化しています

○各種支援制度や義援金に関する相談や申請の受付窓口を増やして対応しています。

■相談・受付対象となる制度

「災害弔慰金」…災害により死亡された方のご遺族への支援

「災害障害見舞金」…災害による負傷や疾病により重い障害が残った方への支援

「災害援護資金」…世帯主が負傷された世帯や住居・家財に損害を受けた世帯への貸付制度

「被災者生活再建支援制度」…住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害のあった世帯への支援

「義援金」…災害により死亡された方のご遺族、行方不明となられた方のご家族及び住宅が全半壊された世帯への支援

■受付時間=午前9時～午後4時30分 (※5月中は、土・日・祝日も開設します)**■受付窓口・問い合わせ**

青葉区役所 2階会議室	225-7211(代表)
宮城総合支所 2階総務課	392-2111(代表)
宮城野区役所 6階エレベーターホール前	291-2111(代表)
若林区役所 1階ロビー	282-1111(代表)
六郷市民センター	282-1111(代表)
七郷市民センター	
太白区役所 2階第1会議室	247-1111(代表)
泉区役所 東庁舎2階(5月9日まで) ※5月10日以降の受け付け場所は決まり次第お知らせします	372-3111(代表)
市役所本庁舎 8階被災者支援相談窓口	214-3805